

平成 23 年度 第 1 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 4 月 13 日（水）17 時 30 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。本日は、今般の東日本大震災に係る税制上の対応について審議を行います。審議に先立ちまして、平成 23 年度に入り第 1 回目の「税制調査会」会合となりますので、会長・会長代行から御挨拶をいただきたいと思ひます。

○野田財務大臣

どうも皆さん御苦勞様でございます。今般の東日本大震災を受けまして、被災地・被災者の皆様を支援するために財政措置・金融措置、そして今日御議論いただく税制措置、あらゆる政策の総動員が必要だと思ひますし、加えて、これは急いで決めるべきものもたくさんあると思ひます。今日は緊急に税制措置で必要なことについて、皆様に御議論をいただきたいと思ひます。

政府内の調整は進めてまいりました。また、党内においても、小沢鋭仁 P T 座長を中心に活発な御議論をいただいてまいりました。それを踏まえまして、今日はきちっと対応を決めていきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、片山会長代行、お願ひします。

○片山総務大臣

皆さん、御苦勞様です。今回の震災では、大変多くの自治体が被害に見舞われております。災害に対しては、個別の自治体でいろいろな減免等の措置が取れますけれども、これだけ多くの自治体が甚大な被害を受けておりますので、法律でもってきちっとその取扱いを決めることが必要だろうと思ひます。

それから、国税と違ひまして、自治体の場合には固定資産税等のように原則として 4 月から賦課課税が始まりますので、早く決めてあげなければいけないということがありますので、できるだけ早い法律の成立が望まれます。

そんなことを含めて、皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、玄葉国家戦略担当大臣。

○玄葉国家戦略担当大臣

今回の事態は、地震、津波、そして原発事故と、人類初めての大きな事態であると

認識しております。こういう事態に当たって大事なことは、国が最終的にはしっかりと責任を持つということと、同時に従来の制度を超えてしっかりと対応していくことが大切なことだと考えております。

特に原発事故については、事態が未だ進行中であるということでございます。本日は、当面の措置ということの議論だと思いますけれども、今後大きな発想で、党としても今日は小沢鋭仁座長がいらっしゃいますけれども、しっかりと議論を進めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、与謝野会長代行、お願いします。

○与謝野内閣府特命担当大臣

与謝野馨でございます。阪神・淡路のときも、いろいろな税制措置をやりました。今回は、阪神・淡路を超える、はるかにスケールの大きい複雑な震災でございます。是非、議論を進めて、被災者のために頑張りたいと思います。会長を助けて、私も頑張っております。

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、カメラは御退場をお願いいたします。

(カメラ退室)

○五十嵐財務副大臣

それでは、本日の議題に入りたいと思います。東日本大震災への税制上の対応につきましては、阪神・淡路大震災における対応や今般の震災の状況を踏まえた民主党の提言等も踏まえて検討し、緊急対応として第1段の措置の案をとりまとめたところでございます。税制上の対応については、本日の第1段の対応に加えて、全体の復興支援策の中で、税制で対応すべき施策につきましては、後日第2段としてとりまとめる必要があると考えております。

委員各位におかれましては、この点を御承知おきいただければと存じます。

まず、民主党税制改正P Tの小沢座長にお越しいただいておりますので、民主党における検討状況について御報告をいただければと存じます。

小沢座長、よろしくお願いいたします。

○小沢民主党税制改正P T座長

民主党税制改正P T座長の小沢でございます。民主党の税制改正P T並びに、財務部門、総務部門合同の会議を開催してまいりまして、何回か会合を行って、3月31日に提言をとりまとめさせていただき、政調会長の方にお届けをし、政府の方にもお伝

えいただいたという経過だと思っております。

今般、政府の方の取りまとめに関しましては、我々が提言させていただいたものを取り込んでいただいております。そういった意味ではP Tの場でも申し上げましたが、私からも感謝を申し上げたところでございます。

ただ、2点、震災関連の寄附金控除の拡充の話と、揮発油税等の例のトリガー税率の廃止という、新たな提案が含まれておりましたので、昨日と本日の2日に分けて、改めて合同会議で議論させていただきました。

まず、寄附金控除に関しては、特に異論はなく了承されましたが、トリガー税制に関しては、先ほど野田大臣からお話がありましたように、大変活発な御議論が展開されまして、結論から申し上げますと、党内の合同会議の議論としては、いわゆる今回のトリガー廃止に関しては結論を得るに至りませんでした。しかし、取扱いに関しては今後、政府税調や与野党協議にゆだねたいと私は座長として発言をいたしまして、会議を締めくくらせていただいたところでございます。

そういう状況にあって、党の関係の皆さん方は御案内のとおり、このトリガー税制に関しては、これまでの暫定税率の廃止の議論あるいは国民運動的なものから、トリガー税制の導入といった様々な経緯があったことにかんがみまして、なかなか政府の提案のようなものを党として政策的に了とするのは難しかったということだと思えます。

ただ、私は座長として申し上げたのは、今回の局面は、野党の協力も当然必要な話になりますので、そういった意味では対野党との交渉過程、そういった政治論も踏まえて考えていただきたいと申し上げたところであります。

先ほど申し上げましたような、今後政府税調や与野党協議にゆだねるという形で締めくくっておりますので、その点を御報告申し上げ、お預けしたいということでございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

続きまして、税制上の対応の第1弾につきましては、尾立政務官、逢坂政務官から御説明をいたします。

それでは、両政務官、よろしくお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、国税に関する東日本大震災への税制上の対応の第1弾について、お手元に4種類の資料を用意しております。

資料1が、項目の1枚紙でございます。

資料2が、概要の3枚紙でございます。

資料3が、詳細版でございます。

資料4が、参考資料でございます。

時間の関係もございますので、資料2に沿って簡潔に御説明をさせていただきたいと思っております。なお、資料の左側に記号が付されておりますが、◎は阪神・淡路大震災時にはなかった、今回新たな措置でございます。また、○は当時と比べて対応を拡充した措置でございます。

まず、所得税に関しまして「1. 雑損控除の特例」といたしまして、雑損控除の22年分所得での適用を可能とするほか、繰越し可能期間を現行3年を5年に延長いたします。

「2. 災害減免法による所得税の減免措置」についても、22年分所得での適用を可能といたします。

「3. 被災事業用資産の損失の特例」については、22年分所得の計算上、必要経費への算入を可能とし、更に青色申告者については、21年分所得への繰戻し還付を可能とし、実質2年の繰戻し適用を可能といたします。

また、被災事業用資産の損失による純損失について、現行3年の繰越し可能期間を5年といたします。

更に保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰り越しが可能な純損失について、これも繰越し期間を5年といたします。

「4. 住宅ローン減税の適用の特例」は、大震災により住宅が滅失等した場合でも、住宅ローン控除の継続適用を可能とするものでございます。

「5. 財形住宅・年金貯蓄の非課税」は、財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払い戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととするものでございます。

「6. 大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充」は、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度額、これは現行、総所得の40%でございますが、これを80%に拡大するとともに、認定NPO法人等から大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で40%の税額控除制度を導入するものでございます。

次に、法人税につきましては、「1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付」は、法人の震災損失金額の全額について、2年間の繰戻し還付を可能とするものです。

「2. 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付」は、仮決算の中間申告により、法人税額から控除しきれない利子・配当等に係る源泉所得税額の還付を可能とするものでございます。

「3. 被災代替資産等の特別償却」については、今般の被災状況にかんがみ、建物等に加えて、船舶、航空機、車両の代替資産等の特別償却を可能としております。

4及び5は、買換え資産の課税の特例関係の措置でございます。被災区域に関連し

て、土地、建物等の資産を買換えする場合に、圧縮記帳により課税の繰り延べを可能とするとともに、租税特別措置法を買換え特例に係る買換え資産の取得期限について、大震災のため予定期間内に取得が困難な場合に、更に2年の範囲で延長できることとするものでございます。

次に資産税です。「1. 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例」は、震災前に相続等で取得をし、申告期限が震災後となる土地等の価額について、震災後を基準とした評価額とすることで、震災による価額の下落を反映できるようにするものでございます。

「2. 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等」は、今般の震災による住宅の滅失といった事態に対応し、贈与税非課税の適用を受けるために必要となる住宅への居住要件等を緩和するものです。

また、3と4は、被災した建物の建替えや、船舶・航空機の再建造等に係る登録免除税を免税とするものでございます。

次に消費課税です。「1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例」及び「2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例」は、届出書、申告書に係る手続の特例を定めたものでございます。

また、3と4は、特別貸付に係る消費貸借に関する契約書や建設工事の請負に関する契約書等に係る印紙税を非課税とするものです。

5と6は、今回、自動車の被害が大規模に生じ、かつ、自動車が生活必需品であるという地域の実情を踏まえ、自動車重量税の特例措置を講ずるものでございます。

最後にその他として、寄附金の指定、寄附金控除等の対象化を掲げておりますが、これは既に3月15日の告示において、今回の地震に関して中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を指定しているほか、公共法人や学校法人、社会福祉法人などの公益法人等の建物等で、大震災により滅失、損壊したものの原状回復のための寄附金を告示により指定することとしております。利便性や処理の迅速化の観点から、この手続の一部を所轄庁である都道府県に対応していただくことも考えられますが、被災地の県の状況を踏まえつつ、指定の申請が滞ることのないよう、当面は財務省及び関係省庁で相談等に対応してまいります。この点については、本日の税調終了後、財務省ホームページにおいてお知らせする予定でございます。

次にペンディングとなっておりますが、揮発油税等のトリガー条項を廃止することとしております。これは、民主党税制改正PTでも先ほど御報告があったとおり議論がなされたところでございますが、最近の燃料需給の逼迫等にかんがみ、トリガー条項の発動が被災者をはじめとする国民生活に与える影響を回避するためのものでございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、地方税の第1弾について私から説明いたします。資料につきましては、資料6、資料7、資料8、資料9、4種類用意してございます。概要資料の資料7に沿って、簡潔に説明をさせていただきます。

最初に個人住民税に関しましては、1. から4. まで、所得税に準じた措置を講ずることとしております。

個人住民税の2. でございますが、被災事業用資産の損失の特例については、個人事業税も同様の措置を講ずることとしております。

次に、法人関係税でございます。1番目で、「法人事業税及び法人住民税の減免措置」について、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところにより適切に対応するよう周知をしてございます。

2番目でございます。「申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略」については、法人税と同様の対応を行います。

また「被災代替資産等の特別償却等」につきましては、法人税において措置がなされれば自動影響するものでございます。

次に、固定資産税関係でございます。まず1番目、津波により甚大な被害を受けた区域として、市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について平成23年度分の課税を免除、すなわち非課税とするものでございます。

2番目、震災により滅失・損壊した被災住宅の敷地を引き続き住宅用地とみなし、住宅用地の特例の対象とするものでございます。

3番目、被災住宅用地に代わる土地を取得した場合にも同様に住宅用地の特例の対象とするものでございます。

それから4番、5番ですが、被災した家屋又は償却資産に代わる家屋又は償却資産を取得した場合における税額の減額措置や課税標準の特例措置を設けるものでございます。

次に、不動産取得税です。まず1番目、被災家屋に代わる家屋を取得した場合に、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講ずるものでございます。

2番目、被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものについても同様に、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講ずるものでございます。

それから自動車関係の税でございますが、大震災によって滅失・損壊した自動車に代わる自動車の取得について自動車取得税を非課税とします。

更に代替取得された自動車に対する自動車税及び軽自動車税についても、平成 23 年度分から平成 25 年度分までの各年度について非課税とするものでございます。

次に地方消費税の措置については、消費税において措置がなされれば自動影響するものでございます。

それから通知関係につきましては、①から③まで記載のとおりでございます。

最後でございますが、軽油引取税のトリガー条項。これは廃止をすることとしておりますけれども、国税における揮発油税と同様に、現在継続検討中でございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして御質問・御意見等がございましたら、どなたからでも御発言をください。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

中身というよりも、これは大体どのぐらい、税収に与える影響が出てくるのか。そして、それについてはどのような財政的な措置をこれから講じられるのか。まだ恐らく被害見込みというか、まだ大変な状況でしょうから、できない場合はできないでいいのですが、今、予想されている限りでどの程度なのか、国税、地方税で分かれば教えていただけますか。

○五十嵐財務副大臣

それでは、尾立政務官からどうぞ。

○尾立財務大臣政務官

端的に申し上げますと、現時点では試算を行えるような被害状況の把握等々ができおりませんので申し上げることはできませんが、ちなみに阪神・淡路大震災の際には、6年の2次補正では310億円の減収、7年の1次補正では1,240億円の減収を立てて対応したところでございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

地方税につきましても同様に、今、なかなか難しい。ただし減った分については、減収補てん債など幾つかの対応・手だてによって何らかのことができないかと考えております。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

お二人の政務官の説明の前の五十嵐さんの話の中に第2弾のとりまとめという言葉があったんですけれども、第2弾のとりまとめというのは、どういうタイミングで、

どういう内容のものを考えておられるのかということをお教えいただきたい。

それから、先ほど尾立さんの説明で、トリガー条項の廃止についての説明が非常に抽象的でよく分からなかったんですけども、なぜ必要なのかというところをもう少し分かりやすく具体的に説明をしていただければもっと納得感が出るのかなとも思いますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

最初に私に対してなんですが、これから第2弾に限るというわけでもないんですが、先ほど玄葉大臣からもお話がありましたように、進行中の災害もごさいます。それから、これから復興段階に入っていきますので、復興に向けた税制というのを第2弾としてやらなければいけないということで、今国会の会期中に第2弾をやらなければいけないのではないかと現段階では考えております。

例えばどんなものが考えられるかということ、被災者が住宅を再取得した場合などの住宅ローン控除の特例とか、あるいは事業承継税制の認定会社が震災により事業継承が困難となった場合、納税猶予の継続等を認める措置といったものも考えられるわけでごさいます。あとは、復興段階で企業に対する支援措置は当然考えられると思ひます。

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

トリガー条項の廃止の理由ですけれども、御案内のとおり、今、中東や北アフリカ情勢が緊迫してございまして、その中で今、原油が非常に高くなっております。一方で、この震災によって一部製油所が使えなくなったり、またSS等が無くなったりしているということで、現地においても非常にガソリンの需給が逼迫しているという状況の中で、ガソリン価格も高くなっております。このような状況の中でトリガー条項が発動されますと、更に全国的にこの燃料需給を逼迫させるのではないかと。このようにとらえてございまして、そのようなことで提案をさせていただいた次第でごさいます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○田嶋経済産業大臣政務官

経産省の田嶋要です。今のトリガー条項の関係で経産省の方からも発言させていただきたいと思ひます。

今、トリガー条項をこの夏に発動される可能性が高まっているということで、今、ガソリンが1リッター151～152円ということでございまして、御案内のとおり、この間、被災地も首都圏も油がないとずっと言われてございまして、何とか収まってきてはございまして、今、言っておりました、供給力が一旦7割ぐらひに落ちてしまひまして、その後、今、8割強に戻ってございまして、そのうちの2つがガソリンと軽

油ということで、今回のこの国税、地方税の関係するものでございますが、この夏、160円を超えるとトリガー条項が発動されるということでございますが、まず発動と解除の際の買い控えや駆け込み需要によりましてガソリン等の供給に混乱を生じる懸念があるということで、ついこの間まで大混乱をしていたということもございまして、また新たな混乱を生じるということに対しては懸念がございまして。

もう一つは月当たりの減収でございまして、1,300億円～1,500億円ぐらいの減収が発生するわけでございますが、現在の厳しい財政事情の中、復興のための財源が必要とされているということで、その減収を財源確保の観点からどのように見るかということも踏まえまして、このトリガー条項の扱いについては御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○平野内閣府副大臣

私も今回、物資の配給をやるときに、ガソリン不足ということで随分、これは予想以上に大変なことになったなというのを感じました。それで、やっと今、ここに来て供給面については少し落ち着いてきているということで、その一方でガソリン価格はまだ上がる気配を見せているということは十分承知しています。しかし、ここでトリガー条項を発動するんだというメッセージを消費者に発するのがいいのかどうかということについては、私自身も非常に疑問を持っています。

ただし、これを廃止というところまで言うのがいいのかどうかという、これは相当の議論を重ねてできた条文でありますから、少なくとも今回の場合については発動を見合わせるという、別の言葉で言えば凍結という言葉があるかもしれませんが、そういった考え方が少なくとも私は現実には合っているのではないかという感じがします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

トリガー条項の件なんですけど、一昨年になりますか、これを導入するときというのはいろんな議論がありました。私は税の議論で、年度途中で歳入が突然、今お話があったように、月額1,500億円変動します。それで、予算の見通しが立たなくなってしまうような仕組みを入れるというのは、やはりやや税の世界では、私は一般論としては余りあり得ないのではないかと思います。ですから、そういう意味でこれを入れて発動するというのはよほどの根拠がなければいけないと思っていますので、今回、先ほど来いろんな意見がありましたけれども、私もやはり、筋論として、税の理論として、これは入れるべきではないのではないかと思います。

ただ、昨年入れてきた経過がありますし、私も入れたときの責任者の一人ですから、なかなか難しいんですけども、この問題についてはもう一度、停止なら停止でも構わないんですけども、やはり本来どうあるべきかというところから議論しておかないと、こういうものが残ってずっと行くと、これは予算編成を組むときに大きな問題になるということがあるので、この点は一つ重要な問題点として指摘しておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

笹木さん、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

質問ではありませんが、この国税で所得税・法人税についての寄附金控除の拡充というのがありますが、この震災からの復旧とか復興については、寄附とかボランティア活動の輪が最大限に広がることを意識して、できれば2次も更に新しいものを考えられたらいいのではないかと。私も一生懸命、ない知恵を絞っておりますが、そう思っております。財政面でも、それ以外の活動も、必ず減収分以上の効果が出るものと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきましたけれども、冒頭に申し上げましたように、今後、全体の復興支援策の中で、税制で対応すべきものについては第2弾としてとりまとめたかと考えておりますので、今、出されました議論の中でまた検討させていただきたいと思っております。

最後に、本日の議論を踏まえまして、会長から発言をお願いいたします。

○野田財務大臣

第1弾の税制上の対応につきましては、被災地の状況もかんがみますと、迅速に実施していかなければならないと考えております。したがって、早急に政府税制調査会として結論を得る必要がありますので、本日御議論いただいた内容につきましては御了解をいただきたいと存じます。

また、今回ペンディングになっているトリガー条項の取扱いについては、これは廃止する、廃止しない、あるいは凍結という御意見もございました。党内も活発な御議論があるということもございますけれども、これについては会長代行である玄葉政調会長は与野党協議も行っております。そういうことも含めまして、会長と会長代行に御一任をいただければと思います。

いずれにしても、今日御議論いただいた内容については早急に法制化作業を進め、来週にも国会提出することを目指して考えております。よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ただいまの会長の発言で締めくくらせていただきます。
それでは、本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見は通例どおり、間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は、速やかに御退室をお願いいたします。

これにて散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。